天草市木材利用促進基本方針

平成２５年３月２９日策定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年５月３１日改定

第１　目的

木材は、再生可能な資源であり、その利用を促進させることは、地球温暖化の防止や森林の持つ多面的機能を維持・向上させ、林業・木材産業、建築・建設業、水産業など、地域経済の活性化に寄与するものであると考えられるため、天草市では、「天草地域森林・林業・木材産業振興協議会」の会員として、熊本県や天草管内市町及び天草地域の森林・林業・木材産業団体と連携し、積極的に木材の利用に取り組んできた。

このような中、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）が施行されたことから、法第25条に規定する木材利用推進本部の「建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用推進本部決定）」及び熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和4年1月4日施行）に即して、天草市が事業主体となり実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等における地域材（広葉樹資源を含む）の利用を一層推進し、この取組を市内の民間事業者、さらには市民にまで波及させることを目的として、同法第12条に基づく「天草市木材利用促進基本方針」を定めるものとする。

第２ 建築物等における木材の利用の促進のための基本的な施策

１ 建築物等における木材の利用の促進の意義

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など市民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。本市では、戦後植栽されたスギやヒノキの人工林の多くが本格的な利用期を迎えているため、この豊富な森林資源を積極的に利用することにより、林業や木材産業の振興に資するとともに、森林が持つ様々な公益的機能を十分に発揮させていくことが必要である。

森林から供給される木材は、建築物等として使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等を有しており、木の香りで、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。こうした中、近年は、強度等に優れた建築用木材（直交集成板）等の技術開発や実用化されるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間においても先導的な取り組みとして中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や、中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

２ 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築にあたって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

３ 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

４ 建築物木材利用促進協定制度の活用

（１）建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

（２）建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

（３）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

第３ 市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進

１ 木材の利用を推進すべき市管理施設及び市発注工事

（１）市管理施設の対象

広く市民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館等、各地区コミュニティセンター）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

（２）市発注工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

※公共建築物等：公共性の高い建築物及び付帯施設並びに公共工事の総体

※公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港、その他の土木工事

２ 市管理施設及び市発注工事等における木材の利用の目標

（１）市管理施設

ア　低層（3階建て以下）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

イ　建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を推進する。特に、市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。

（２）市発注工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。また、実施にあたっては、法令、維持管理、コスト等の点で著しく合理性を欠く場合を除き、可能な限り地域材を使用するよう努める。

なお、地域材の利用にあたっては、天草地域森林組合・市町連絡会議で取得している「緑の循環」認証会議（SGEC）で認証された森林から生産された木材を積極的に使用することとする。

（３）備品及び消耗品の木質化

市が公共建築物等に導入する備品及び消耗品は可能な限り木材製品の導入を検討する。

（４）その他

ア 暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の推進を図る。

イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第４ 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

（１）市は公共建築物の整備について、林業、製材業等の関係団体と連携し、木材の安定した供給が確保されるよう努めるものとする。

（２）木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再造林など適確な更新の確保を図る。

第５ その他市の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

１ 木材の地産地消の促進

市内で生産又は製造された地域材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努め、市は以下の各号について取り組むこととする。

（１）市が補助する施設整備等においては事業主体の理解を求め、可能な限り地域材が使用されるよう配慮するものとする。

（２）市は市民に対して木材の特性やその利用の促進の意義について、普及啓発に努める。

２ 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

（１）木材の利用にあたり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。

（２）建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。

（３）近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、ＣＬＴ（直交集成板）等）の活用に努める。

（４）建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、３階建ての木造の学校や、延べ面積3,000 ㎡を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。

（５）減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。

（６）木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

附 則

この方針は、平成２５年４月１日から適用する。

この方針は、令和５年６月１日から適用する。